セクシャル・ハラスメントを「語る」とはいかなることか

加戸 友佳子

神戸大学大学院人間発達環境学研究科 babylonian00@gmail.com

What it is to "talk about" Sexual Harassment? KADO Yukako

Kobe University

Keywords: Sexual Harassment, Backlash, Public, Tone Policing, Contingency

はじめに

本稿では、現在、#MeToo 運動の波及など、日本国内でも告発が相次ぐセクシャル・ハラスメント(以下セクハラと表記)について、その「語られがたさ」という点からまとめてみたい。性暴力・性差別の問題は、ジェンダー研究諸分野が、人文・社会科学、特に批評、芸術、身体論、科学技術などの分野で豊かな思想的展開を見せている。その中で一論を付すことは、屋上屋を重ねるとの謗りを免れないであろう。だがハラスメントについて調べていると、この問題が、意識的にまたは無意識のうちに、(それゆえ)巧妙な「矮小化」、言明の「無効化」の力のもとに置かれてきており、それは現在の告発の流れの中でむしろ重要な問題として顕在化していることがわかる。そこで、セクハラを語るとはいかなることか、を改めて考える意義は十分にあると考える。

「セクハラ」の認識上、定義上の困難

ハラスメント (harassment) という言葉自体は、新しいものではない. 語源辞典を引くと、フランス語 harasser (侵略する、悩ませる) に由来する、17世紀初頭から使われ出した表現である. 当初は「疲れさせる」という意味だったが、19世紀から「人を苦しめる」意味を持ち始めたという (Chantrell 2002=2015: 459).

harassment が現在の意味で使われ始めたのは、1970 年代半ばのアメリカにおいてである. Thomas と Kitzinger によれば、複数の研究が、コーネル大学の Human Affair Program の主導で作られた Working Women United という団体が sexual harassment という表現を作った、という見解を示している。有名な学部構成員からのセクハラにより大学の職を追われた Carmita Wood という女性の件をきっかけに、Working Women United は調査活

動を行い, 認知を広めていったという経緯があるようである (Thomas and Kitzinger 1997: 2).

Thomas と Kitzinger は、sexual harassment のストーリーはフェミニストの「成功譚」であると表現する. 女性が日常生活において経験する暴力・抑圧に、「名前がつけられた」からである. sexual harassment という表現の登場は、この種の暴力・抑圧が「女性が受動的に耐える必要のあるものではなく、活動的に抗議し抵抗することのできるもの」であるという認識を広めていく(Thomas and Kitzinger 1997: 5).

一方で、セクハラの告発は強いバックラッシュにもさらされてきた. Thomas と Kitzingerは1990年代のアメリカにおいて、セクハラから女性たちを守るための法規が、 表現や思想の自由の敵「feminazis」であるといわれ攻撃されたことを指摘しており、このようなバックラッシュは、セクハラを「普通の日常」に戻そうとするものであったと 2人は総括する(Thomas and Kitzinger 1997: 6). この状況は、現在においても変わらないものであり、また近年のサイバー空間の言説において、視覚化されやすいものとなっているように見受けられる. この詳細は後述する.

セクハラが性暴力のなかでも前景化されにくく、「日常」のものとされやすいのは、 それが「ありふれた」関係の中で起こる問題だからである。セクハラは意識されない限 り、記録に残されにくい。セクハラという概念の普及に貢献した本である『セクシャル・ ハラスメント オブ ワーキング・ウィメン』では、以下のように記述されている。

もしこの問題がそれほどありふれたものであるならば、なぜもっと頻繁に分析や抗議の対象とされてこなかったのかという疑問が出てくるかもしれない。だが、一般に公開された情報が乏しく、社会的関心や公式の資料が不足しているのは、セクシャル・ハラスメントが例外的にしか起こらないからではなく、その病根の特殊性によるものである。性の問題は一般に非常に微妙で、私的な問題であると考えられている。それゆえ女性は、性的嫌がらせにより、当惑し、おとしめられたと感じ、恐怖心を抱く、彼女たちはおびえ、自暴自棄になり、すっかり孤立し、自分も共犯者だと感じるのである。これは気軽に議論できるような経験ではないのである。もっと切羽詰まったことには、性的な誘いが、人に話したら報復するという脅迫を伴っている場合が多いことである。そのために、それに抗議する程度にこれらの圧力をあばいても、雇用上の報復をまねくおそれがある。そもそも報復のおそれがあるからこそ性的な誘いも可能だったのである。(MacKinnon1979=1999: 63)

ここに関わっているのは、セクハラは公私を行き来しながらなされる害であるということである。本来公的である領域に、親密性の強要という歪んだ形で私的領域が持ち込まれる。拒否や抗議をする選択肢は「形式上」確保されているにすぎない。この「歪み」は、実害を被った被害者にさえ「そこに加担した」と思わせるものである。

実際,加害者も被害者も共有する「社会的規範や社会意識」こそが,差別の根源であることを江原(1985)は語っている.

「差別」は利益を求める目的的行為でもなく、病的な異常心理でもない.それは差別者も被差別者も共有する社会的規範や社会意識に根拠を持っているのである.「差別」を意図によって説明することは不適切であり、それゆえ単なる倫理的批判では解消されない.だがそれは個人の心理的傾向によって生まれるわけではない.個人のパーソナリティは(あるいは社会的パーソナリティは)「差別」を強化したり弱めたりすることはある.だが、「差別」はそれに還元できない.それゆえ「差別」を意識的・言語的水準に限定し、形式的に記述する試みが必要なのである.(江原 1985: 69)

重要なのは――これは他の性被害との決定的な差異であるが――セクハラの被害の存在と、加害者の加害の「意図」の有無は関係がないということである。さらに言えば、親密性の強要は、本人の意図とは別に「構造的に」なされることが可能であり、むしろそこにこそ、この問題の困難がある。その相互行為自体を考慮しない限り、加害側・被害側の主張のみによってセクハラ被害を考えることはできない。なぜなら、この歪んだ関係の中で、加害者・被害者は共通した一定の前提のもとで行動していたからである。さて、セクハラ問題は、「公/私」の峻別のもと裁定が試みられる。現実のセクハラ案件に携わってきた牟田(2015)は、セクハラの評価・判断について、以下のように語る。

さらに重要なことは、「セクハラしたなどというのは事実無根」「処分は誤っている」と、ハラッサーがセクハラの「冤罪」を訴えている場合、それはしばしば、事実があったかなかったか、何があったのか、といったことを問題にしているのではなく、そのことをどう評価するかにかかわっています。典型的には、性関係があったということには対立はないが、それが不適切だったかどうかを評価するという点で組織が下した判断が間違っている、というわけです。女性の方が積極的だった、合意があった、だからその性関係は不適切とは言えずセクハラではあり得ない、というハラッサー側の評価と、組織が下した「社員として/教員として、不適切なものだった」という評価が対立しているのです。(牟田 2015: No.1588-1591¹⁾)

だが、「公」の場、「客観性」のカテゴリーに、無媒介にセクハラとされる事象を持ち込めば、セクハラ被害の本質が抜け落ちてしまう。それゆえ、セクハラに関しては、本質主義的定義が困難である²⁾。セクハラ対策としてよく語られるのは、一定の言動の意

識的回避, 法整備, システムの整備等の「公的」「客観的」側面であるが, このような対策がとられたとしても, 根本的には解決しない問題であることがわかる. むしろ公的な責任を問われない領域においてこそ, その「本質」的な害が明確に現れる. セクハラは,「定義」しようとすればするほど, その暴力性が見えづらくなるのである.「公/私」や「客観/主観」を区別する認識は, セクハラが発生する現実をうまく説明できるものではない.

セクハラ「バックラッシュ」の様相

それゆえバックラッシュにおいては、この「客観/主観」と「公/私」の曖昧さが存分に生かされることになる。セクハラは、巧妙にその言説の矮小化、無効化の力のもとに置かれてきたと言えるだろう。セクハラとされる当該行為を別の文脈に置いたり、故意に一般化させたりすることにより、「被害の捏造」との印象づけが容易に可能だからである。

最近サイバー空間において使われ始めた言葉で、意見を主張する女性たちに対し性差別者がとる言論のひとつの形式を示す「トーン・ポリシング(tone policing. tone trolling とも呼ばれる)」という表現がある.これは告発を行う人々の主張の内容ではなく、その「トーン」を批判するものである.Poland(2016)はサイバー空間において女性が受けているハラスメントについて語る中で、トーン・ポリシングを「オンラインで女性が行う発言のどれが受け入れられるかを決める審判として振る舞いながら、その女性が言っている内容について無視する、ダブル・スタンダードを作り出すような脱線の形態である」と説明している(Poland 2016: No. 871).男性が、女性の発言について「怒りすぎている」「感情的すぎる」とほのめかすトーン・ポリシングを行うと、「女性が言ったことではなく、男性の対話相手がそれをどう感じたかに焦点が変わる」.するとそこにあるのは「もはや討論ではなく、会話における優位性を得ようとする試み」である(Poland 2016: No. 871).告発をする女性たちに対しては、匿名性が保たれた安全圏から「冷静になる」ことが呼びかけられる.

そしてトーン・ポリシングは、主張・告発している当の事実をも疑わせる効果を持つ.

それによって、サイバーセクシストにとってこのような脅威の深刻さを否定する ――か、それが起こったことさえ完全否定するのに都合が良くなる。この否定はガ スライティングの形をとる。ガスライティングとは、加害者が起こったことについ ての記憶を被害者に疑わせようとするような、虐待の一形態である。女性の経験に 疑いを向けようとする企みは、女性に対して、信じられない、注目を浴びようとす る、嘘をついているという濡れ衣を着せ、それによって沈黙させるような元々の脅 しの効果を強化しようとする。(Poland 2016: No. 988)

2021 現象と秩序 14 - 24 -

サイバー空間における告発が起きる中で、トーン・ポリシングは告発する人々を萎縮させる効果をもつものとして問題化されてきた。主張をする者に対しその表現を批判し宥めるような言動は、その目的にかかわらず、現状の権力関係の維持に加担し、加害側を利するものだからである。一定の言語的ルールに従った言説のみを受け入れるというこの支配性の問題は、セクハラに限らず、日常で起こる差別の問題として指摘されているところでもある。

だが、どうして性差別者は「審判者」として振る舞えるのだろうか。その正当性はどこにあるのか。それを考察するのに参考になるのが、江原(1985)による、女性解放運動に対する「からかい」言説の分析である。江原によれば、この種のからかいは「遊び」であることが前提となるため、「『真面目な』社会的相互行為の責任を回避できる」(江原 1985: 180)ものであり、からかいの言葉を発した者が「普遍化」・「匿名化」される(サイバー空間言説の場合それは特に容易であろうと考えられる)。また、からかいは「親密性」、許し合える関係であることを確認する機能をもっている。ゆえにそれは強者からなされる時、攻撃の意図を隠し、弱者攻撃への非難を避けるために利用される。また対象を「真面目に相手にするに足らぬ者」と規定できる効力をもっているという(江原 1985: 185)。

このような構造の問題であるからかいに抗議することは、大きな負担となる. それは、からかいが攻撃であることの「証明」を行う必要があるからだ.

「からかい」の構造自体を崩すことは、「からかい」が「遊び」ではなく、特定できる個人やグループの意図的な攻撃であることを「証明」することによって行なわれる。その「証明」によって、潜在的な「からかう側」の共謀者であるオーディエンスを、「からかわれた側」にひきつけることができる。この結果、「からかい」の言葉は「遊び」の文脈から脱し、特定できる個人やグループの意図や思想として読みかえられることになる。この形になって初めて、「からかい」の言葉の内容は批判可能な体を呈することになる。(江原 1985: 186-7)

これは抗議する側に、他者の糾弾という敵対行為を行わせることであり(それ自体が既に非難の対象になる)、またからかう側は「遊び」のルール違反である(感情的に、真面目になっている)として反論ができる.明瞭に言語化されず、それゆえ抜けがたいからかいの構造は「呪縛」のように機能すると江原はいう(江原 1985: 175).

バックラッシュ言説には、一定のカテゴリーの運用の仕方を求めるものがある.トーン・ポリシングにおいて男性が(表面的にであれ)告発者に対し主張するのは、「公的」な言説としての「形式」を求めることである(「科学的」言説と類似しているかもしれない). だが実際のセクハラや二次被害は、「客観/主観」と「公/私」の間を行き来しながら起こるものである.このことは、これらのカテゴリーの「恣意的」な利用にも道

を開く.からかいが本来「私」的な領域で行われるものであるが、それがあえて「公」的な場でなされることによって、からかい対象が取るに足りない者として扱われるという効果も、江原が語ったところである。セクハラの語りを「公」にふさわしくないものとして「からかう」ひとつの有効な方法として「トーンポリシング」が可能であった。このように考えた場合、「客観/主観」と「公/私」の二分法が強固に維持される場においては、セクハラの語りが市民権を得ることが難しいということが言えるだろう。そして、前項の内容と考え合わせると、このことは、「本質主義」的解決方策と、バックラッシュ言説の(建前上の)表現が、親和性を持ってしまう可能性を示唆する。この側面は、二次被害の発生にも関わっていると考えられる。

さて、そこから、われわれが問うべきことは何か.一般化した定義になじまず、バックラッシュに揺らがされながらも、やはり「セクハラ」が意味をもって存在しているということではないか.「セクハラ」が何を指すものかについての共通了解は存在していると考えられ、ある一定の相互関係のあり方がセクハラとして取り出されることが可能であるということは、「セクハラ」を可能にする社会秩序が既に存在しているということである.

そして、それを捉える手がかりは、「客観/主観」と「公/私」の二分法に関わっているのではないかと筆者は考える。それは、「セクハラ」を捉え難くしている「客観/主観」と「公/私」の運用のされ方の問題を問うことが可能である、ということでもある。

セクハラを「語る」可能性

このような難しさのなかで、セクハラを語る可能性は、どこにあるだろうか.ここでは重要なヒントを論じている、湯川(2020)による、女子大学生たちが語るセクハラ被害についての考察を検討したい.

まず、女子大学生たちは、「これはセクハラと関係あるかはわからないが…」という 前置きをしてから、自らの問題経験を語っているという。この時当人たちは、その被害 が彼女たちの人生経験のなかでも比較的「軽微」であるゆえに、そのセクハラを許容し ている、ということを内容的には言っている。これは一見すると、セクハラの性被害と しての側面を否定するバックラッシュ言説にも親和的な語りである。

だが、実際には被害体験の語りが展開されることによって、「セクハラと関係ないかも」という前置きで語られている体験が、実際にはセクハラと「本質において実は密接不可分としか言いようがない」というもう一つのメッセージを、聞き手は受け取る.この「ずれ」を「直感的に拾い上げること」に湯川は、社会学者たちが通常前提とするような「戦略」的抵抗ではない形での、日常的「戦術」の〈抵抗〉を見出している.「重要なのは、この日常的『戦術』の中で偶発的に生まれる〈抵抗〉が、体験を語る対象者学生たちとそれを聴く調査者の学生たちとの協働作業によって可能となっていることだ」

(湯川 2020:149) と湯川は語る.

被害を直接に人権侵害として主張しない、むしろバックラッシュにもなりうる語りが、 結果的に「女性に対する暴力」としての共通性を聞き手と共有させるものになっている. このような連帯の芽は、「身近な友人の愚痴や悩みを聴く」日常的な場面に存在して いると湯川はいう.この「戦術」的な〈抵抗〉において共有されるのは、社会変革のた

めの「権力地図」ではなく、むしろそれを彼女たちは避けようとするという.

そこで聞き手に求められるのは、「(どう呼ぶか名前はわからないが)とにかく気持ち悪い出来事」を「気持ち悪いね」と共感してくれる姿勢のみであり、聞き手側から「ハラスメント」と名付けたり「その苦しみの本質は性差別・人権侵害だ」といったりする「戦略」的な権力地図の提示(=社会問題化への道筋を示すこと)は、回避される。なぜならそうした「戦略」的言語は、むしろ、現状でかろうじて残されている「戦術」的語りによる経験の共有さえ阻むことになりかねないからだ。(湯川 2020: 150)

このような、自分の認識を「押し付けず」、他者を尊重する徹底的な相対主義に立つ連帯は、「相対主義」・「ポストモダン」的な現代のフェミニズムでさえ共有している「差別の解消」という価値観をも相対化する点において危ういものではある。だが、湯川は、「名前のない不快に公的な名前を与えていくという道筋」を留保しても、「ただ目の前の人を尊重する日常的実践」から「戦術」的な〈抵抗〉と連帯が生まれる可能性を語っている(湯川 2020: 153)。

一枚岩ではない、積極的な変革主体を求めない抵抗の可能性として、湯川の指摘が示唆するところは大きい. 注意深くなされる被害の語りが、被害として認識される条件を考えることが、重要な課題であろう.

その場合により深く考えなくてはならないことは、セクハラの語りにも、当人の意図とは別に存在する社会秩序が関わっていることである。前項のバックラッシュの検討から、女子大学生にとって、自身の体験を無媒介に公的領域(社会変革運動)に押し上げるリスクは大きいものであることがわかる。公的領域に置かれた語りは、「権力地図」の序列の中で位置づけられるからだ。「関係ないかもしれない」という前置きはそのリスクに対応した表現として機能している可能性がある。

そして、それを聞く者は、本当にそれを「ずれ」として認識するのかどうかも、検討の余地があるのではないか、一定の共通了解(この人はセクハラ被害を受けている)を可能にしている社会秩序がすでに存在していると考える時、発される語りの「偶有性」(バックラッシュへの加担となるか、被害の語りとなるか)が、いかなる因果連関の中で、必然性を持つようになるのか、つねに生成され、維持される秩序が何か、という問い方ができるのではないか、と筆者は考える。

むすびに代えて

さて、ここまでの話から、セクハラや二次被害を防ぐために、またそれを「語る/聞く」あり方を考えるために確認しなければならない困難と可能性が見えてくる.

ひとつは、「公/私」の境、「客観/主観」の境を行き来するセクハラにおいては、本質主義的定義が困難であるということである。「客観的」定義も、「主観的」認識の重視も、ともに不十分であり、それはバックラッシュ、二次被害においても現れるものであった。「公/私」、「客観/主観」に関わるカテゴリーの運用の問題として、トーン・ポリシングやからかいを捉えることができた。

そして,このことは,本質主義的「定義」に基づく解決方策や,啓蒙主義的な側面を 持つ抵抗運動が,セクハラそれ自体と同じ陥穽に陥る可能性を示唆する³⁾.

また,(場合によっては本人も意識しない形での)相対主義的な他者尊重による連帯の可能性も見出されていた.ただ,その可能性を捉える上で,この相互作用を可能としている社会秩序を,その語りの偶有性を担保しながら,問うことが有効なのではないか.それが,「公/私」や「客観/主観」のカテゴリーを,これまで構築主義が行ってきたのとは異なる形で、問い直すことを可能にするのではないか,と筆者は考えている.

注

- 1) 電子書籍(本稿ではすべて Amazon Kindle を使用している)からの引用は、頁数が変動するため、割り振られている位置ナンバー表示によって頁数表記に代える.以下同.
- 2) セクハラ問題を「解決」しようとする志向においては、「客観/主観」の二分法に基づいた「本質主義」がみられる。例えば厚生労働省のパンフレットを見ると、セクハラについては、種類(「対価型」(性的な関係の強要など)「環境型」(就業環境に対する害))についての説明と、「判断に当たっては、労働者の主観を重視しつつも、事業主の防止のための措置義務の対象となることを考えると一定の客観性が必要」との文言がある(厚生労働省 2015)。ある一定の言動(「女性社員の尻を触る男性上司」や「職場に性的なポスターを貼る」など)が本質主義的にセクハラとしてイメージされることには、それに当てはまらない被害を矮小化する効果があると考えられる。一定のセクハラのイメージが確立されたことが、被害者本人による被害の過小評価につながることもある(湯川 2020: 143-4)。
- 3) これに関して、近年、障害者などのマイノリティの人権を守る活動をするはずの福祉系団体におけるセクハラや二次被害が告発されていること(「べてぶくろ」、「愛成会」・「グロー」など)は、看過できない事実である.

2021 現象と秩序 14 - 28 -

対文献

- Chantrell, Glynnis ed., 2002, *The Oxford dictionary of word histories*, Oxford: Oxford University Press. (澤田治美監訳, 2015, 『オックスフォード英単語由来大辞典』柊風舎.) 江原由美子, 1985, 『女性解放という思想』勁草書房.
- 厚生労働省,2015,「事業主の皆さん 職場のセクシュアルハラスメント対策はあなたの義務です!!」,厚生労働省ホームページ,(2021年2月26日取得,https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/00.pdf).
- MacKinnon, Catharine A, 1979, *Sexual Harassment of Working Women*, London: Yale University Press. (村山淳彦監訳, 1999,『セクシャル・ハラスメント オブ ワーキング・ウィメン』こうち書房.)
- 牟田和恵, 2013, 『部長, その恋愛はセクハラです!』(2013, 集英社刊), Amazon Kindle, (2021年2月19日取得, https://www.amazon.co.jp/gp/product/B00HFI8QAG/ref=ppx_yo_dt_b_d_asin_title_o01?ie=UTF8&psc=1).
- Poland, Bailey, 2016, *Haters: Harassment, Abuse, and Violence Online*, Lincoln: Potomac Books. Amazon Kindle. (Retrieved February 26, 2021, https://www.amazon.co.jp/dp/B01LYIP1B2/ref=dp-kindle-redirect?_encoding=UTF8&btkr=1).
- Thomas, Alison M. and Kitzinger, Celia, 1997, "Sexual Harassment: Reviewing the Field", AlisonM. Thomas and Celia Kitzinger eds., Sexual Harassment: Contemporary Feminist Perspectives, Buckingham: Open University Press, 1-18.
- 湯川やよい,2020,「『問題経験』としてのセクシュアル・ハラスメントの語りにおける 〈抵抗〉の可能性——女子大学生がアルバイト先で体験するジェンダー差別」『思 想』1152:140-55.

2021 現象と秩序 14 - 30 -

【編集後記】『現象と秩序』第 14 号をお届けします. この度, 投稿規定・執筆要領の改訂をおこないました. 本誌では創刊以来, すべての論考について編集委員の査読を経て掲載してきましたが, その旨を明示しました. 詳しくは本誌 73~76 頁に掲載されている「投稿規定・執筆要領」をご確認ください.

さて、今回も方法・内容ともに多種多様な論考が掲載されています.

第1論文のテーマは「試着」. 近年ではヴァーチャルな試着も部分的に可能になっていますが、そもそも私たちは衣服をどのように着ているかをビデオ・エスノグラフィーの手法で分析する重要性に気づかせてくれます. 第2論文のテーマは「セクシャル・ハラスメント」. 性被害のなかでもある意味で特殊なこの現象を定義づけることの難しさを、「公/私」「客観/主観」を区別する認識の問題から切り込み、被害者の語りがそうした認識の問題を乗り越える「戦術」的な抵抗となりうる点を示しています. 第3論文のテーマは「ヒアリング・ヴォイシズ運動」. 日本における同運動の輸入過程で生じた説明の変化をつぶさに追いながら、聴声当事者へのスティグマ付与に抗するパッシングと、一貫した当事者利益の可能性が見出されています. 第4論文のテーマは「罵り言葉」. 大阪方言における罵りの意を持つ助動詞の違いを待遇表現の観点から読みとくことで、たんに言葉自体の強さだけでなく関係性における意味の違いを明らかにした論考です. 第5論文のテーマは「人権社会学」. 『〈当事者宣言〉の社会学』(2021年、東信堂)を、日本ではまだ馴染みのない「人権社会学」の書として読むと、どのような視座が拓かれてくるかが考察されています.

編集委員会委員長:堀田裕子(愛知学泉大学)

編集委員:樫田美雄(神戸市看護大学), 中塚朋子(就実大学)

編集幹事:川上陵哉(神戸市外国語大学)

編集協力·印刷協力:村中淑子(桃山学院大学)

『現象と秩序』第14号 2021年 3月31日発行

発行所 〒651-2103 神戸市西区学園西町 3-4

神戸市看護大学 樫田研究室内 現象と秩序企画編集室

電話·FAX) 078-794-8074 (樫田研), e-mail: kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848 ONLINE ISSN : 2188-9856

http://kashida-yoshio.com/gensho/gensho.html